

重要事項説明書

(令和 8 年 6 月 1 日 現在)

○利用者(被保険者)に関する事項

ご利用者名	様	要介護度	
要介護認定期間	令和 年 月 日 から	令和 年 月 日	

1. 事業所の概要

・提供できるサービスの地域と種類

事業所名	ヘルパーステーションじょうなん	所在地	早良区野芥1-25-11 106号		
管理者名	平田澄子	電話	092-866-1804	FAX	866-1823
指定事業	訪問介護・介護予防型訪問サービス	事業所番号	4071300695		
第三者評価	実施していない				
通常のサービスの実施地域	福岡市早良区・城南区・中央区・南区・西区(離島を除く)				

・職員の体制等

職種	常勤	非常勤
管理者	1 名	名
サービス提供責任者	3 名	名
訪問介護員	名	6 名

(1) 管理者

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

とともに、自らも指定訪問介護の提供に当たります。

(3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たります。

・サービス提供の時間帯

営業日	月	火	水	木	金	土	日	祝	営業時間	9:00	~	18:00
	○	○	○	○	○	-	-	○				

サービス提供時間	8:00	~	20:00	その他休業日	12月31日~1月3日
----------	------	---	-------	--------	-------------

備考	電話などにより24時間連絡可能な体制とする。
----	------------------------

早朝及び夜間	要相談	深夜	対応不可
--------	-----	----	------

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

福岡県高齢者福祉生活協同組合の ヘルパーステーションじょうなん が実施する指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護(以下、単に「指定訪問介護」という。)事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態(以下、「要介護状態等」という。)となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(2)運営方針

■ 運営の方針

- (1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- (2) 事業者自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行います。
- (4) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (5) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- (6) 指定訪問介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
- (7) 指定訪問介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護(身体介護)又は調理、洗濯、掃除等の家事(生活援助)を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏しないようにします。

3. サービスの内容

<身体介護>

- 食事介助 …利用者の食事調理、食事介助、後片づけ
- 入浴介助 …入浴時の介助（入浴時の状況によっては2名の訪問相談があります。）
- 洗髪介助
- 排泄介助
- 清拭
- 通院介助
- 体位交換 …寝具交換、着替え

*その他保険制度に含まれる事については、ご相談下さい。ケアマネージャーとの話し合いも必要となる事があります。

<生活援助>

- 買い物 …利用者の指示で近くの店で買い物にいきます。
- 調理 …利用者の食事の調理をいたします。
- 掃除 …利用者の関係されるお部屋の掃除を中心にいたします。
- 洗濯 …利用者の使われたものの洗濯をいたします。(家族のかたのものは対象外です)

★ヘルパーの禁止事項

- (1) 金品の贈与・遺贈をうけること。
 - 利用者・家族ご好意であっても金品の授与は禁止されています。
 - お茶やコーヒー・菓子などの飲食物はいただけません。
- (2) 金品の貸与を受けること。
- (3) 宗教等への入信・保険加入・物品購入及び他のサービス等の勧誘を行うこと。
- (4) 印鑑・預金通帳・キャッシュカード・家の鍵・及び必要のない金銭をお預かりする事。
*ただし家の鍵は、必要に応じてお預かりする事ができます。その際は、お預かり書を交付いたします。
- (5) 利用者が不在中の留守宅におけるサービス。

★ヘルパーがしてはいけない行為

- (1)医療行為(喀痰吸引等研修を修了している場合その行為の一部を行うこともできる)

- 医療行為の具体的例は以下のとおりです。

浣腸、摘便、服薬管理、外用薬の塗布、吸入、排痰ケア、褥瘡処置予防、人工肛門の処置
経管栄養の管理、吸引、食事療法の指導、導尿、膀胱の洗浄、気管カニューレ交換、気管切開
患者の管理指導、留置カテーテルの管理、在宅酸素療法の管理指導、点滴、中心静脈栄養法
の管理、ドレーンの管理指導、人工吸入器装着患者の管理指導、腹膜灌流療法の管理指導、その他

- 爪切りについては、巻き爪や二枚爪のようなケース

(2)「直接本人の援助」に該当しない行為

- 利用者以外(家族など)の洗濯・調理・買い物・布団干し
- 主として利用者が使用する居室など以外の掃除
- 来客の接待(お茶だし、食事の手配)

(3)「日常生活の援助」に該当しない行為

- 草取り・花木の水やり・庭の掃除・庭木の剪定などの園芸
- 犬の散歩などのペット世話
- 家具や電気器具等の移動・修理・模様替え

○ 移動するのにおおきな労力をようすることは出来ません。ただし簡単に動くものを移動さて、掃除することは出来ます。

○ 障子貼り、襖張りは出来ません。

- 大掃除・窓ガラス磨き・床のワックスかけ
- 正月・節句などの為に特別な手間をかけて行う調理
- 自家用車の洗車・掃除

4. 料金について

別紙料金表をご確認ください。

5. 利用料金のお支払い方法

- 自動口座引き落とし
- 現金払い
- 金融機関振込 ※ 手数料は、(利用者)の負担となります。

銀行名	西日本シティ銀行 福岡支店
口座名義人	フクオカケンコウレイシャフクシセイカツキョウドウ
口座番号	1836299

6. 非常災害時の対応

暴風雨洪水積雪等の自然災害、及びその他、事業所の責任に帰さない災害により、ヘルパーの派遣が困難な場合は、ご利用を中止させていただくことがあります。

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊ご家族へ連絡いたします。また非常災害時発生時は事業所において、非常災害時マニュアルをもとに速やかに対応いたします。

7. 健康上の理由による中止

(1)風邪、病気の際はサービス提供をお断りすることがあります。

(2)当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。

その場合、ご家族に連絡の上、対応します。

(3)ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

8. サービス利用に関する留意事項

(1)利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
例)コップを投げつける・蹴る・唾を吐くなど
- 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を傷つけ貶める行為)
例)怒鳴る・嫌がらせをする・理不尽なサービスを要求するなど
- 職員に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的な誘い掛けや嫌がらせ行為)
例)必要もなく手や腕を触る・抱きしめる・あからさまに性的な話をするなど

9. 相談、要望、苦情等の窓口

訪問介護に関する相談、要望、苦情等は下記の生活相談員または管理者までお申し出ください。

苦情相談連絡先	092-866-1804		
苦情相談窓口	平田 澄子 (管理者)	近藤久子・石黒和枝	(サービス提供責任者)
受付時間	9:00 ~ 18:00		

公的機関での苦情相談受付も行っています。

公的機関苦情窓口	住所	連絡先
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	博多区吉塚本町13-47	092-642-7859
福岡県庁介護保険課	博多区東公園7-7	(代)092-643-3321
福岡市保健福祉局介護保険課	中央区天神1-8-1	092-733-3328
城南区役所 福祉・介護保険課	城南区鳥飼6-1-1	092-833-4102
早良区役所 福祉・介護保険課	早良区百道2-1-1	092-833-4352
西区役所 福祉・介護保険課	西区内浜1-4-1	092-895-7063
中央区役所 福祉・介護保険課	中央区大名2-5-31	092-718-1099
南区役所 福祉・介護保険課	南区塩原3-25-3	092-559-5127

10. 虐待の防止について

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 上記措置を適切に実施する為の担当者を配置。

11. 感染症の対策について

事業所は感染症の予防及び蔓延防止のために、下記の対策を講じます。

- (1) 感染症予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 感染症防止のための指針の整備。
- (3) 感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を実施。
- (4) 上記措置を適切に実施する為の担当者を配置。

12. 災害時 業務継続のために

事業所は災害発生時に業務を可能な限り継続させるため、下記の対策を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。
- (2) 従業者に対し業務継続計画の内容を周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的に行う。
- (3) 当該計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

13. 緊急時の対応について

サービスの提供中の緊急時の場合は、ご利用者に対し応急処置、主治医への連絡、医療機関への搬送等の措置を速やかに行います。

また、ご利用者様に関する緊急連絡先を予め確認し、緊急時にはご指定の緊急連絡先へご報告いたします。

緊急連絡先1	氏名		続柄		電話番号
緊急連絡先2	氏名		続柄		電話番号
主治医名					電話番号
備考					

14. 事故発生時の対応について

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を速やかに行い、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

保険会社名	法人の契約保険会社	加入保険	総合賠償責任保険
-------	-----------	------	----------

15. 法人の概要

- (1)事業者の名称:福岡県高齢者福祉生活協同組合
- (2)主たる事務所の所在地:福岡市博多区中洲5丁目1-22松月堂ビル6階
- (3)法人種別:生協法人
- (4)代表者名(代表理事):花田 真人
- (5)電話番号:092-282-1431 FAX:092-282-1433
- (6)事業所数等:訪問介護8カ所、居宅介護支援3カ所、
通所介護7カ所、地域密着型通所介護7カ所、認知症対応通所介護1カ所、
小規模多機能型居宅介護4カ所、グループホーム1カ所